

京浜急行バスの路線バス減便に伴う要望書

貴社グループが行っているバス事業におきまして、昨今の労働環境の変化や高齢化などを理由に、平成31年2月1日から蒲田駅・羽田空港間（日の出通り経由）等における路線バスを減便し、さらに4月1日から大森駅・羽田空港間及び大森駅・大森東五丁目間についても減便する予定であると聞き及んでおります。

貴社と大田区とは、定期的な情報共有の場を持っていると伺っておりますが、それにも関わらず、2月1日からの減便に係る情報提供は今年1月に入ってからという、あまりにも唐突で、一方的な対応と感じます。また、1月25日からバス停留所へのダイヤ改定の掲示が行われておりますが、減便する旨の記載がないうえに、減便後の時刻表はホームページによってのみ確認できるというものでした。現在、減便後の時刻表は掲示されておりますが、これまでの一連の対応は、利用する区民に対して不誠実な内容と言わざるを得ません。

日常の交通手段を持たない区民にとって、バス交通は大変重要なものであります。特に子どもや高齢者、障がい者などの交通弱者にとって、今回の減便によって交通利便性を損なうことは、大変深刻な問題であると捉えております。しかも地元住民をはじめとする利用者に対して十分な説明がないまま、路線バスの減便がなされようとしています。区民からの信託を受け、住民福祉の向上を使命とする大田区議会として、この状況を憂慮し、看過することはできません。

大田区民の暮らしを支える地域公共交通の一翼を担っていただいている貴社におかれましては、これらの状況を踏まえ、次のとおり取り組んでいただくことを強く要望いたします。

- 1 減便を実施せずすむよう、人員確保等、必要な措置を早急に行うこと。
- 2 減便の実施時期の見直しを行い、地元住民や利用者にと丁寧な説明するための期間を十分に確保すること。
- 3 減便となった場合でも、人員確保等の措置が図られた際には、ただちに減便運行を取りやめること。

平成31年1月31日

京浜急行電鉄株式会社

取締役社長 原 田 一 之 様

大田区議会議長

岸 田 哲 治